

大田市処務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第31号

大田市処務規程の一部を改正する規則

大田市処務規程（平成17年大田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

総務部	危機管理課	危
	総務課	総
	人事課	人
	財政課	財
	税務課	税
	収納管理室	収
	人権推進課	人権
健康福祉部	地域福祉課	地福
	子ども保育課	子
	子ども家庭支援課	子支
	健康増進課	健
	医療政策課	医
	介護保険課	介
	地域包括支援センター	包

」を「

総務部	危機管理課	危
-----	-------	---

	総務課	総
	人事課	人
	財政課	財
	税務課	税
	人権推進課	人権
健康福祉部	地域福祉課	地福
	子ども保育課	子
	子ども家庭支援課	子支
	健康増進課	健
	医療政策課	医
	介護保険課	介

」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。